

知的財産権訴訟における裁判管轄  
— 日米の裁判所制度の比較を通じて —

鳥 澤 孝 之

- ① わが国では現在、知的財産権の創造・保護・活用が大きく期待されている。そのような動きに対応して、政府では司法制度改革審議会、知的財産戦略本部等で、知的財産関連訴訟への総合的な対応強化について検討され、米国の「連邦巡回区上訴裁判所」をモデルにした「特許裁判所」の創設などが提言され、知的財産高等裁判所の設置につながった。
- ② 知的財産権訴訟のうち特許庁が行った審決等に対する訴えについては、特許法等で東京高等裁判所の専属管轄に属することとされていた。これに加えて、特許権等のように高度の自然科学的知識を背景にした専門技術的な要素が強い争点が含まれる事件については、その審理の充実と迅速化のため、1996（平成8）年の新民事訴訟法の制定及び2003（平成15）年の同法改正により、知的財産権訴訟について管轄を集中化させる措置がなされた。さらに、2004（平成16）年には、知的財産高等裁判所設置法が制定され、米国の連邦巡回区上訴裁判所をモデルにした知的財産高等裁判所が東京高等裁判所の特別の支部として設置されとともに、専門家からの専門的な知見に基づく説明などにより審理を充実させるための措置が図られた。
- ③ 連邦と州がそれぞれ司法権を有する米国では、特許事件は連邦裁判所の管轄に属するが、連邦最高裁判所が裁量により上訴を積極的に受理しないことにより各上訴裁判所の間で特許の有効無効に関する基準が統一されず、特許権者が自己に有利な管轄を探して訴えを提起するという、いわゆるフォーラムショッピングが問題になっていた。このような事情などを背景として、1982年に連邦巡回区上訴裁判所が設置され、特許侵害訴訟などについて集中的に審理する体制となった。これに対し、近年、連邦最高裁判所が上訴を積極的に受理するようになり、管轄の専門化を避ける考えから、連邦巡回区上訴裁判所への特許事件の専属管轄を廃止すべきであるとの主張などが出されている。
- ④ わが国においては、連邦巡回区上訴裁判所を設置した米国とは制度の背景が違っており、また知的財産高等裁判所は知的財産権全般について管轄している点で特徴的である。知的財産権訴訟のみならず、裁判の専門化を図るため、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟、行政関係訴訟などについても一部の裁判所に専門部や集中部が置かれているが、知的財産権訴訟における専門的処理体制の成果や状況を踏まえて、裁判管轄、審理の体制についての検討や、国民の権利利益の適切な実現が期待されるだろう。

# 知的財産権訴訟における裁判管轄 — 日米の裁判所制度の比較を通じて —

行政法務課 鳥澤 孝之

## 目 次

はじめに

### I わが国の知的財産権訴訟の裁判管轄の変遷

- 1 新民事訴訟法の制定
- 2 平成 15 年の民事訴訟法改正
- 3 平成 16 年の知的財産高等裁判所設置法の制定等

### II 米国連邦巡回区上訴裁判所

- 1 連邦裁判所の裁判管轄制度
- 2 1982 年連邦裁判所改善法による連邦巡回区上訴裁判所の設置
- 3 設置後の動向

おわりに

## はじめに

わが国の経済・社会活動においては、戦後の高度経済成長期の加工組立型・大量生産型の「ものづくり」のシステムから、世界的な社会の情報化の進展の中で産業の国際競争力を強化するために、知的財産権<sup>(1)</sup>の創造・保護・活用が近年大きく期待されている。例えば、2002(平成14)年に制定された知的財産基本法(平成14年法律第122号)では第1条で「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進する」ことを法律の目的として掲げている。

このような状況の中で、同法に基づき設置された知的財産戦略本部や、知的財産権をめぐる紛争の適正・迅速な処理を実現することを提言した司法制度改革審議会などにおいて、知的財産権訴訟事件の訴訟手続に関する制度的整備、専門化した裁判官、弁護士等の人材の育成・増強などの人的基盤の強化を図るなどの総合的

な対応強化が検討された。とりわけ特許権、実用新案権等に関する訴訟事件については、裁判所の専門的処理体制を強化するために、特定の裁判所に管轄を集中化させ実質的な「特許裁判所」を創設することなどが提言され、知的財産高等裁判所の創設につながった。同裁判所は、米国で特許権等の訴訟事件を専属的に管轄している「連邦巡回区上訴裁判所」(United States Court of Appeals for the Federal Circuit)<sup>(2)</sup>をモデルにしたものと考えられる。

知的財産権訴訟で審理の対象となる権利及び利益としては、主に①発明<sup>(3)</sup>を保護する特許権、②考案<sup>(4)</sup>を保護する実用新案権、③半導体集積回路の回路配置<sup>(5)</sup>を用いた製造などの利用に関する独占的権利を保護する回路配置利用権、④意匠<sup>(6)</sup>に係る物品の製造・使用などに関する独占的権利を保護する意匠権、⑤商標<sup>(7)</sup>の使用に係る独占的権利を保護する商標権、⑥プログラム<sup>(8)</sup>を含む著作物<sup>(9)</sup>を保護する著作権、⑦著作物の公表、氏名表示または不表示、内容の改変等について著作者に無断で行われないこ

- (1) 知的財産基本法第2条第2項では「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利」と定義されている。なお「知的財産」については、同法では「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」(同条第1項)と定義されている。
- (2) この裁判所の邦訳としては「連邦巡回区控訴裁判所」とするものがあるが(伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門〔第4版〕』日本評論社、2008、pp.187-188など)、同裁判所は事実審ではなく法律審を行っており、appealを事実審への上訴を意味する「控訴」と訳すのは誤解を招くこと等から、「連邦巡回区上訴裁判所」と邦訳するのが妥当であるとの指摘がある(大淵哲也『特許審決取消訴訟基本構造論』有斐閣、2003、pp.65-67.)。本稿では、後者の訳語を使用する。なお田島裕「アメリカにおける司法改革の動向―連邦裁判所の改革をめぐって」『法律時報』vol.55 no.11, 1983.11, pp.13-14も「連邦巡回区上訴裁判所」と邦訳している。
- (3) 自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの(特許法第2条第1項)。
- (4) 自然法則を利用した技術的思想の創作(実用新案法第2条第1項)。
- (5) 半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置(半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第2項)。
- (6) 物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるもの(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項)。
- (7) 文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者がその商品について使用をするもの又は業として役務を提供し、若しくは証明する者がその役務について使用をするもの(商標法(昭和34年法律第127号)第2条第1項)。
- (8) 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2)。

とに関する著作権人格権、⑧出版権<sup>(10)</sup>、⑨著作隣接権<sup>(11)</sup>、⑩育成者権<sup>(12)</sup>、⑪不正競争<sup>(13)</sup>による営業上の利益がある。

本稿では、このような知的財産権訴訟の審理を促進するために行われた、知的財産高等裁判所の設置及びこれに至るまでの知的財産権訴訟の裁判管轄について考察し、併せて知的財産高等裁判所のモデルになった米国の連邦巡回区上訴裁判所の状況を紹介する。

## I わが国の知的財産権訴訟の裁判管轄の変遷

### 1 新民事訴訟法の制定

特許庁が行った審決等に対する訴えについては、特許法（昭和34年法律第121号）第178条第1項、実用新案法（昭和34年法律第123号）第47条第1項等で、特許庁での審判手続が準司法手続によって厳正に行われ、事件内容が専門技術的であること等を理由に「東京高等裁判所の専属管轄とする」と規定され、一審級を省略して直接に東京高等裁判所に出訴することとされている<sup>(14)</sup>。一方で、知的財産権に関する民事訴訟の管轄権について初めて規定されたのは、1996（平成8）年に制定された民事訴訟法（平成8年法律第109号。1998（平成10）年1月施行。以下「法」という。）においてである。法第6条で、特許権等（特許権、実用新案権、回路配置利用権、

プログラムの著作物についての著作権の権利）に関する訴えについて競合管轄制度が規定され、東日本（東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域）の事件については東京地方裁判所にも、西日本（大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域）については大阪地方裁判所にもそれぞれ訴えを提起できるものとされた。

このような競合的広域管轄が設けられたのは、同条に列挙された事件は、高度の自然科学的知識を背景にした専門技術的な要素が強い争点が含まれ、充実した審理を迅速に行うためには、事件の性質に即応した様々な工夫、経験の蓄積と、これを踏まえた処理体制が必要になるところ、そのような事件が地方裁判所の段階においては東京と大阪に集中していることから、両地方裁判所の専門部が審理することができる場合をより拡大しようとしたという背景がある。また、立法作業の当初の段階では工業所有権関係全般（上記特許権等のほか、商標権、意匠権など）が考えられていたが、反対意見も考慮し、特に専門技術的な要素が強く、高度な自然科学的知識が背景にあるものということで、事件の種類を絞ったという説明がされている<sup>(15)</sup>。

裁判管轄の考え方については、「管轄の集中」という考え方は、特殊専門的技術分野がますます多くなって行く時代には、司法制度の効率化

(9) 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（著作権法第2条第1項第1号）。

(10) 著作物を出版することに関する排他的な権利であり、出版者が著作物の著作権者又は複製権者と出版権の設定契約を結ぶことにより設定されるもの（金子宏ほか編集代表『法律学小辞典〔第4版補訂版〕』有斐閣、2008、pp.586-587.）。

(11) 著作物を公衆に提示し伝達する媒体としての実演・録音・放送という利用行為自体に著作物の創作に類似した知的な創作的価値を認め、それぞれ実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められている権利（同上、pp.873-874.）。

(12) 品種登録を受けている品種（以下「登録品種」という。）及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利（種苗法（平成10年法律第83号）第20条第1項）。

(13) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項に規定するもの。

(14) 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第17版〕』発明協会、2008、pp.454-455.

(15) 竹下守夫ほか編集代表『研究会 新民事訴訟法—立法・解釈・運用』（ジュリスト増刊）有斐閣、1999、pp.26-27.〔柳田幸三発言〕

の観点から、今後も他の分野でも生かしていいのではないか」とする法学研究者の意見<sup>(16)</sup>や、知的財産権紛争に精通した裁判官の集中的な配置、特許裁判所の設立などについても検討すべきだとする経済界からの要望<sup>(17)</sup>など、管轄の集中に対して積極的な見解がある一方で、「①被告への負担の増加となる、②一部裁判所へ訴訟が集中する結果、極端な画一的な結論が出される危険がある、③裁判所間の格差の助長ないしは地方の裁判所の軽視へつながる」として反対する意見<sup>(18)</sup>があった。

その一方で、法第6条に規定されたもの以外の商標権、意匠権についても東京及び大阪の専門部で取り扱う方が正確かつ迅速な裁判ができるとするもの<sup>(19)</sup>や、プログラムの著作物以外の著作権侵害訴訟事件一般について、知的財産権に関する専門部・集中部が置かれていない裁判所で審理することについて「他の多様で困難な多数の事件を処理しながら、まとまった時間をかけて、著作権侵害の判断基準やその判断の仕方について過去の裁判例を分析しながら考察していくことは必ずしも容易とはいえない」と指摘する裁判実務上の見解<sup>(20)</sup>が見られた。

このように、知的財産権などの専門的な事案の管轄の集中化を支持するもの、懸念を示すものがあるとともに、特許権等以外の知的財産権にも管轄集中化を求める見解があったが、立法趣旨としては、専属的な管轄ではなくあくまで競合管轄であることから「土地管轄というも

の考え方を相当広げた、土地管轄は当事者の便宜のためにあるのだという考え方を前面に出してきた」と立案担当者が説明しており<sup>(21)</sup>、知的財産権のうち特許権等の管轄集中化の要請と、当事者の利便性を調和させたものと考えられる。

## 2 平成15年の民事訴訟法改正

### (1) 改正の経緯

次に知的財産権訴訟に関する民事訴訟の管轄については、2003(平成15)年に制定された「民事訴訟法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第108号。2004(平成16)年4月施行。以下「平成15年一部改正法」という。)により改正が行われた。法制審議会民事・人事訴訟法部会での検討、『民事訴訟法改正要綱中間試案』(平成14年6月)<sup>(22)</sup>の取りまとめ、パブリック・コメント手続等を経て、2003(平成15)年2月に法制審議会総会において「民事訴訟法の一部を改正する法律案要綱」が決定され、法務大臣に答申の後、同要綱に基づいて立案されたものである。

平成15年一部改正法の背景として、民事裁判の現状を踏まえ、2001(平成13)年6月12日に取りまとめられた『司法制度改革審議会意見書』<sup>(23)</sup>が挙げられる。同意見書においては、民事司法制度の改革の中で、知的財産権関係事件への対応強化を図るための裁判所の専門的処理体制の一層強化と、知的財産権関係事件を含む専門的知見を要する事件への対応強化を図る

(16) 同上, p.28. [竹下守夫発言]

(17) 経済団体連合会『司法制度改革についての意見』1998.5.19.  
〈<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/pol173.html>〉

(18) 日本弁護士連合会民事訴訟法改正問題委員会編『新民事訴訟法—改正のポイント— 解釈上および運用上の問題点・留意点』(別冊 NBL no.42) 商事法務研究会, 1997, p.7.

(19) 村林隆一「特許侵害訴訟の現場から新民事訴訟法第6条(管轄)の課題を探る」『パテント』vol.50 no.11, 1997.11, pp.117-121.

(20) 橋本英史「著作権(複製権、翻案権)侵害の判断について(上)」『判例時報』1595号, 1997.5.11, pp.20-21.

(21) 竹下ほか 前掲注(15), p.29. [福田剛久発言]

(22) 法務省『民事訴訟法改正要綱中間試案』2002.6. 〈<http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI24/refer01.html>〉

(23) 司法制度改革審議会「[資料] 司法制度改革審議会意見書 —21世紀の日本を支える司法制度— 平成13年6月12日」『ジュリスト』no.1208, 2001.9.15, pp.185-242.

ための専門委員制度の創設などが提言された。また、内閣総理大臣が開催する知的財産戦略会議が2002（平成14）年に公表した『知的財産戦略大綱』においても、わが国の「知的財産立国」実現に向けた取組の一環として、実質的な「特許裁判所」機能の創出のための管轄の集中化、専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充などについて提言されている<sup>(24)</sup>。

## (2) 知的財産権関連訴訟の管轄の特例

平成15年一部改正法による改正のうち、裁判所の専門的処理体制の強化に関しては、①特許権等に関する訴えの専属管轄化、②特許権等に関する訴えに係る控訴の専属管轄化、③意匠権等に関する訴えの競合管轄化、④特許権等に関する訴訟の移送の特例、⑤特許権等に関する訴訟における合議体の特例が、主な改正事項であった<sup>(25)</sup>。以下詳述する。

①は、1996（平成8）年の法制定時に、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所との競合管轄とされた特許権等に関する訴えについて、より管轄の集中化を強化し、両裁判所の専属管轄と改められた（法第6条第1項）。ただし、簡易裁判所の事物管轄に属する事件（140万円を超えない請求（裁判所法第33条第1項第1号））については、その請求の目的の価額が低く、両裁判所に常に訴えを提起しなければならないとすれば当事者に過大な費用などの負担を課すことになることから、本来の管轄裁判所である簡易裁判所にも訴えを提起することができるとしている（法第6条第2項）。

②は、特許権等に関する訴えに係る控訴について、大阪地方裁判所で処理された事件も含

めて、東京高等裁判所の専属管轄とするものであり（法第6条第3項）、立案担当者は専門的処理体制を備えた裁判所に集中させることにより控訴の審理の充実及び迅速化を図るためと説明している。このような措置を採った理由としては「知的財産権関係訴訟の帰趨が企業の経済活動に与える影響の重大さを考えると、重要な法律問題等が主たる争点となることが多い控訴審の段階においても高度な専門的処理体制の確立が喫緊の課題であると考えられたからである」<sup>(26)</sup>としている。

③は、意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴えについて、管轄の一般原則により認められる裁判所のほか、改正前の第6条と同様に（1参照）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも訴えを提起することができるとする競合管轄制度が規定された（法第6条の2）。これは、「特許権等に関する訴えほど高度な専門技術的事項が問題になることはないが、特許権等に関する訴えと同様に知的財産権関係訴訟特有の審理のノウハウが問題となることが多い」<sup>(27)</sup>く、また「特許訴訟と比べると、地域密着性の高いものや訴額の低いものが数多く存在する」<sup>(28)</sup>ことなどが理由に挙げられている。

④は、特許権等に関する訴え等で①及び②で特定の裁判所の専属管轄とされたもののうち、「相続等をめぐる特許権等の帰属のみが争われている事件や単なる経済的な理由からライセンス料を支払わない事件等、その審理において専門技術的事項が問題とならない事件等も

(24) 知的財産戦略会議『知的財産戦略大綱』2002.7.3, p.27.

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.pdf>〉

(25) 小野瀬厚ほか「民事訴訟法等の一部を改正する法律の概要（3・完）」『NBL』no.771, 2003.10.15, pp.62-65.

(26) 同上, p.63.

(27) 同上, p.64.

(28) 飯村敏明「知的財産権侵害訴訟の充実・迅速化に向けた新たな取組み—東京地裁知的財産権部の実務を中心として」『NBL』no.769, 2003.9.15, p.18.

あることから、当事者の地理的な利便性に配慮<sup>(29)</sup>して、①については管轄の一般原則により管轄権を有する裁判所に、②については大阪高等裁判所に移送することができることとされたものである（法第20条の2）。

⑤は、特許権等に関する訴え・控訴、特許権及び実用新案権に関する審決等の取消しを求める訴えについて、東京地方裁判所、大阪地方裁判所及び東京高等裁判所において5人の裁判官による合議体で審理及び裁判をすることができることとされたものである（法第269条の2・第310条の2、特許法第182条の2、実用新案法第47条第2項）。特許権等に関する訴訟の審理においては極めて高度な専門技術的事項が問題となり、この種の事件に精通した裁判官により慎重に審理し判断する必要があることや、知的財産に関する法律判断の予測可能性の観点<sup>(30)</sup>などが、その理由とされている。

以上のように、専属管轄や競合管轄、専属管轄とされた事件の他の裁判所への移送について改正されたが、管轄決定の基準となる事件内容の専門技術性については、特許権等に関する訴えの審理の対象となる特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラム著作物の著作権の権利が、他の知的財産権よりもその技術の専門性が高度なものであり審理を充実させる必要性が高いという前提で立法がなされていると考えられる。この背景には、経済界が特許等の侵害訴訟においては、技術的な論点を判断するに当たって専門技術的な見地の重要性を強調し、米国の連邦巡回区上訴裁判所に相当する「特許裁判所」の創設を要望していた<sup>(31)</sup>ことなどがあると思われる。

### (3) 専門委員制度

管轄を集中化し裁判所の専門的処理体制を整えた場合でも、裁判所・裁判官以外の専門家の適切な助言を得ることにより、事件のより適正かつ迅速な解決を図ることが求められる。また平成15年の改正前にも、争点整理手続において釈明処分としての鑑定（法第151条第1項第5号）を実施することが考えられたが、鑑定人の選任が容易でないことや、意見陳述の方法が証拠調べの規定によることとされているために機動性に欠けることなどの問題点が指摘されていた<sup>(32)</sup>。専門委員制度は、これらの問題を解決するために、平成15年一部改正法によって新たに設けられた制度である。

専門委員は、裁判所の決定で、①争点又は証拠の整理手続をする口頭弁論又は弁論準備手続の期日（法第92条の2第1項）及び進行協議期日（民事訴訟規則第34条の2）、②証拠調べの期日（法第92条の2第2項前段）、③和解を試みる期日（同条第3項）において、「専門的な知見に基づく説明」を行うことについて関与する。なお、専門委員からの聴取は、訴訟資料、証拠資料を直接収集するためのものではなく、争点等について専門委員の「意見」を求めるものでもない<sup>(33)</sup>。

専門委員が手続に関与する場合には、証拠調べの期日においては証人等に対して直接発問することまで許される（法第92条の2第2項後段）など、当事者の主張立証、裁判の結果に重大な影響を与えることが否定できないことから、法は、専門委員を手続に関与させるには、当事者の意見の聴取を行うこと（専門委員が証人等に対し直接問いを発する場合は、当事者の同意を得ること）を要件としている。また、除斥及び忌避の

(29) 小野瀬ほか 前掲注(25), p.64.

(30) 牧野利秋ほか「座談会 知的財産高等裁判所設置法及び裁判所法等の一部を改正する法律について」『知財管理』(別冊) vol.55 no.4, 2005.3, p.461. [飯村敏明発言]

(31) 日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会「『民事訴訟法改正要綱中間試案』についてのコメント」2002.7.31. <<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/047.html>>

(32) 小野瀬厚ほか「民事訴訟法等の一部を改正する法律の概要(2)」『NBL』no.769, 2003.9.15, p.52.

(33) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第四版〕』弘文堂, 2008, p.434.

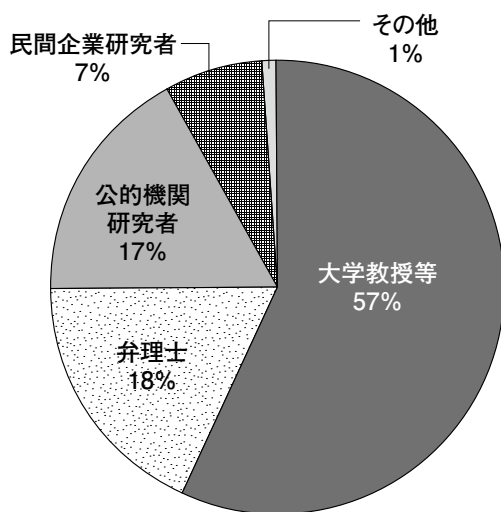


制度（法第92条の6）を置くなどして公正中立の専門委員の確保を図っている<sup>(34)</sup>。

専門委員は、裁判所が当事者の意見を聴いて、各事件について1人以上指定する（法第92条の5第1項及び第2項）。また、専門委員は非常勤であり（同条第3項）、専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から最高裁判所が任命し（専門委員規則（平成15年最高裁判所規則第20号）第1条）、任期は2年とされている（同規則第3条）。

現状では、各専門委員の専門分野は電気、機械、化学、情報通信、バイオテクノロジーなど多岐に渡っており、平成20年8月31日までに、全国で延べ約400人の専門委員が知的財産権訴訟に関与したとされている。知的財産権訴訟に関与した専門委員の職業別構成比は、下図のとおりである。

図1 知的財産権訴訟に関与した専門委員の職業別構成比



（出典）「専門委員制度紹介 知的財産権訴訟における専門委員制度について」知的財産高等裁判所 HP 〈<http://www.ip.courts.go.jp/documents/expert.html>〉

また、2007（平成19）年中において、第一審通常訴訟既済事件（全地方裁判所）172,975件のうち知的財産権に関する訴え579件中専門委員

の関与があったものは7件（うち争点整理手続6件、証拠調べ1件）、控訴審通常訴訟既済事件（全高等裁判所）15,141件のうち知的財産権に関する訴え121件中専門委員の関与があったものは3件（すべて争点整理手続に係るもの）であり<sup>(35)</sup>、現時点では実際に専門委員が関与する事件はごく一部となっている。

### 3 平成16年の知的財産高等裁判所設置法の制定等

#### (1) 知的財産戦略本部及び司法制度改革推進本部の検討

2で述べた平成15年の法改正後も、なお知的財産権訴訟の審理の更なる充実・迅速化を図るために、新たな裁判所の創設の必要性が認識されていた。具体的には、2003（平成15）年7月に知的財産戦略本部が決定した推進計画で、同年の「民事訴訟法改正により、特許権等の知的財産訴訟の管轄が東京高裁に集中されることは高く評価できる」としつつも、「日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から、知的財産高等裁判所の創設につき、必要な法案を2004年の通常国会に提出することを目指し、その在り方を含めて必要な検討を行う。」<sup>(36)</sup>とし、知的財産高等裁判所の創設の方向性を示した。この考えの背景には「米国においては、特許訴訟における控訴審レベルの判決が不統一であり、その弊害が大きくなっていったことから、1982年に特許訴訟を専属的に扱う連邦巡回控訴裁判所（CAFC<sup>(37)</sup>）が設立された。CAFCの設立は判例の統一を主眼としたものであったが、それにより権利の安定性や判決の予測可能性が向上したことで、結果として、特許を重視した事業活動の展開に貢献すること

(34) 同上, pp.434-435.

(35) 最高裁判所事務総局『司法統計年報 1 民事・行政編』平成19年, pp.39, 47.

(36) 知的財産戦略本部『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』2003.7.8, p.29. 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.pdf>〉



となった。そのため、CAFCの設立は、米国における特許重視（いわゆる「プロパテント」）の流れの中で中心的な役割を果たしたと考えられている。<sup>(38)</sup>と推進計画に記されているように、米国の連邦巡回上訴裁判所をモデルとする認識があると思われる。

知的財産戦略本部では2003（平成15）年10月から、権利保護基盤の強化に関する専門調査会<sup>(39)</sup>を開催し、知的財産高等裁判所の創設について検討した。これと並行して司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会<sup>(40)</sup>においても、同裁判所の創設が検討された。このうち知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会は、同裁判所の創設の必要性和意義について、①知的財産重視の国家的意思表示の必要性、②紛争スピード解決の重要性、③技術専門性への対応、④知的財産重視の独立した司法行政の確立を挙げている<sup>(41)</sup>。

また、司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会においては、知的財産訴訟における専門的知見の導入について検討され、裁判所調査官の権限の拡大を図るべきか、あるいはいわゆる「技術系裁判官」を導入すべきかなどについて議論された<sup>(42)</sup>。

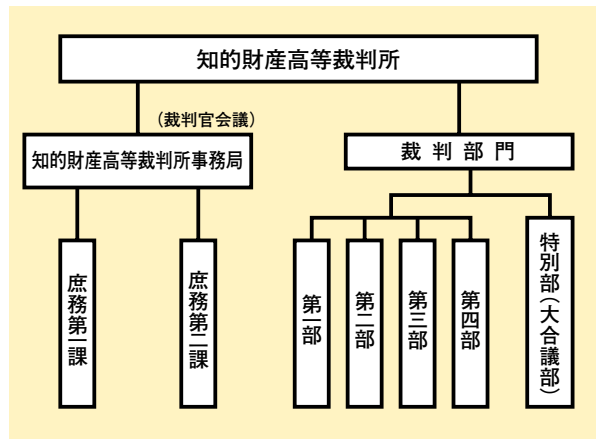
以上のような検討を背景に、第159回国会で、知的財産高等裁判所の創設に係る「知的財産高等裁判所設置法」（平成16年法律第119号）

と、知的財産訴訟に係る裁判所調査官の権限の拡大、明確化などについて規定した「裁判所法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第120号。以下「裁判所法等改正法」という。）が成立した。

(2) 知的財産高等裁判所の組織、取扱事件の内容・管轄

知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の特別の支部として設置され、事務局が置かれるとともに、裁判部門は第1部～第4部と、特許権等に関する訴えについて5人の合議体で構成する特別部（大合議部）から成る（下図参照）。

図2 知的財産高等裁判所の組織図



(出典) 知的財産高等裁判所 「組織の概要」〈<http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/organization.html>〉

(37) 邦語文献では、“Court of Appeals for the Federal Circuit”の略称を“CAFC”とするものが多いが、米国においては一般的な略称は“Federal Circuit”ないし“Fed. Cir.”であるとの指摘がある（大淵 前掲注(2), p.67; 藤野仁三「CAFC物語 一栄光の日々と落日一」『情報管理』vol.45 no.11, 2003.2, pp.764-765. 〈[http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/45/11/764/\\_pdf/-char/ja/](http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/45/11/764/_pdf/-char/ja/)〉）。Richard A. Posner, *The Federal Courts : Crisis and Reform*, Cambridge: Harvard University Press, 1985, p.25においても、“the Federal Circuit”と表記されている。

(38) 知的財産戦略本部 前掲注(36), p.3.

(39) 知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会 首相官邸 HP 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kenrihogo/index.html>〉

(40) 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会 首相官邸 HP 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/11titeki.html>〉

(41) 知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会「知的財産高等裁判所の創設について（とりまとめ）」2003.12.11. 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/houkoku/151211kousai.pdf>〉

(42) 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会第13回（2003.11.10）配布資料1「知的財産訴訟における専門的知見の導入について（15.11.10）」〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai13/13siryou1.pdf>〉参照。

知的財産高等裁判所の組織上の位置付けについては議論があった。具体的には、同裁判所を9番目の独立の高等裁判所にするのか、あるいは東京高等裁判所の特別の支部にするのかについて、知的財産戦略本部<sup>(43)</sup>と司法制度改革推進本部<sup>(44)</sup>で検討されていた。この点については、次のような問題点が指摘された。①知的財産高等裁判所が知的財産事件の専門裁判所となった場合、通常裁判所に代わってどの範囲の知的財産事件を担当するのかという職分管轄(種々の相異なる裁判事務を機能を異にする裁判所の間に配分する定め)の問題。②この職分管轄の問題により管轄の移送などについて柔軟な取扱いができなくなり、事件の取扱いが硬直的となり権利救済の遅延や司法アクセスに制約が生じること。③東京高等裁判所から独立した組織となると、裁判所の知的財産専門部を最大限活用しようという観点から行われた1996(平成8)年の法制定及び平成15年一部改正法との連続性が失われるなどの問題点<sup>(45)</sup>。

結果として、知的財産高等裁判所は東京高等裁判所の特別の支部として設置された(知的財産高等裁判所法第2条)<sup>(46)</sup>。

また、知的財産高等裁判所の取扱事件は、①特許法・実用新案法・意匠法・商標法に基づく審決取消訴訟、②特許権等に関する訴えの控訴事件、③東京高等裁判所管轄内の地方裁判所でなされた意匠権等に関する訴えの判決に対する控訴事件、④その他東京高等裁判所の管轄に属する民事事件及び行政事件のうち、主要な争

点の審理につき知的財産権に関する専門的な知見を要する事件であると定められている(知的財産高等裁判所設置法第2条)。①～③の管轄及び審級の位置付けについては、下図のとおりとなる。

このように管轄及び審級については、平成15年一部改正法による知的財産権訴訟に係る東京高等裁判所のものと同様となっている。

### (3) 裁判所調査官・技術系裁判官

裁判所調査官は、裁判所法第57条で、最高裁判所、各高等裁判所及び各地方裁判所に置かれ、裁判官の命を受けて、事件の審理及び裁判に関して必要な調査などの事務をつかさどると規定されている。裁判所調査官の行う事務の内容は、従来は事件ごとに、当該裁判所の判断により発する調査命令の内容、裁判所の訴訟指揮により適宜定められていたが、裁判所法等改正法により、法第92条の8(知的財産に関する事件における裁判所調査官の事務)が新設され、知的財産事件における裁判所調査官の行う事務の内容が明確に規定され、また法第92条の9として同調査官の除斥及び忌避の規定が新設された。特許を専門とする裁判所調査官は、特許庁審判官及び弁理士の中から任命されている<sup>(47)</sup>。また知的財産権に関する事件を担当する裁判所調査官は、平成20年8月31日現在、知的財産高等裁判所に11名、東京地方裁判所に7名、大阪地方裁判所に3名いるとの説明がある<sup>(48)</sup>。

なお、司法制度改革推進本部知的財産訴訟

(43) 知的財産戦略本部権利保護基盤の強化に関する専門調査会「知的財産高等裁判所の創設について(案)」2003.11. <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kenrihogo/dai3/3siryou2.pdf>>

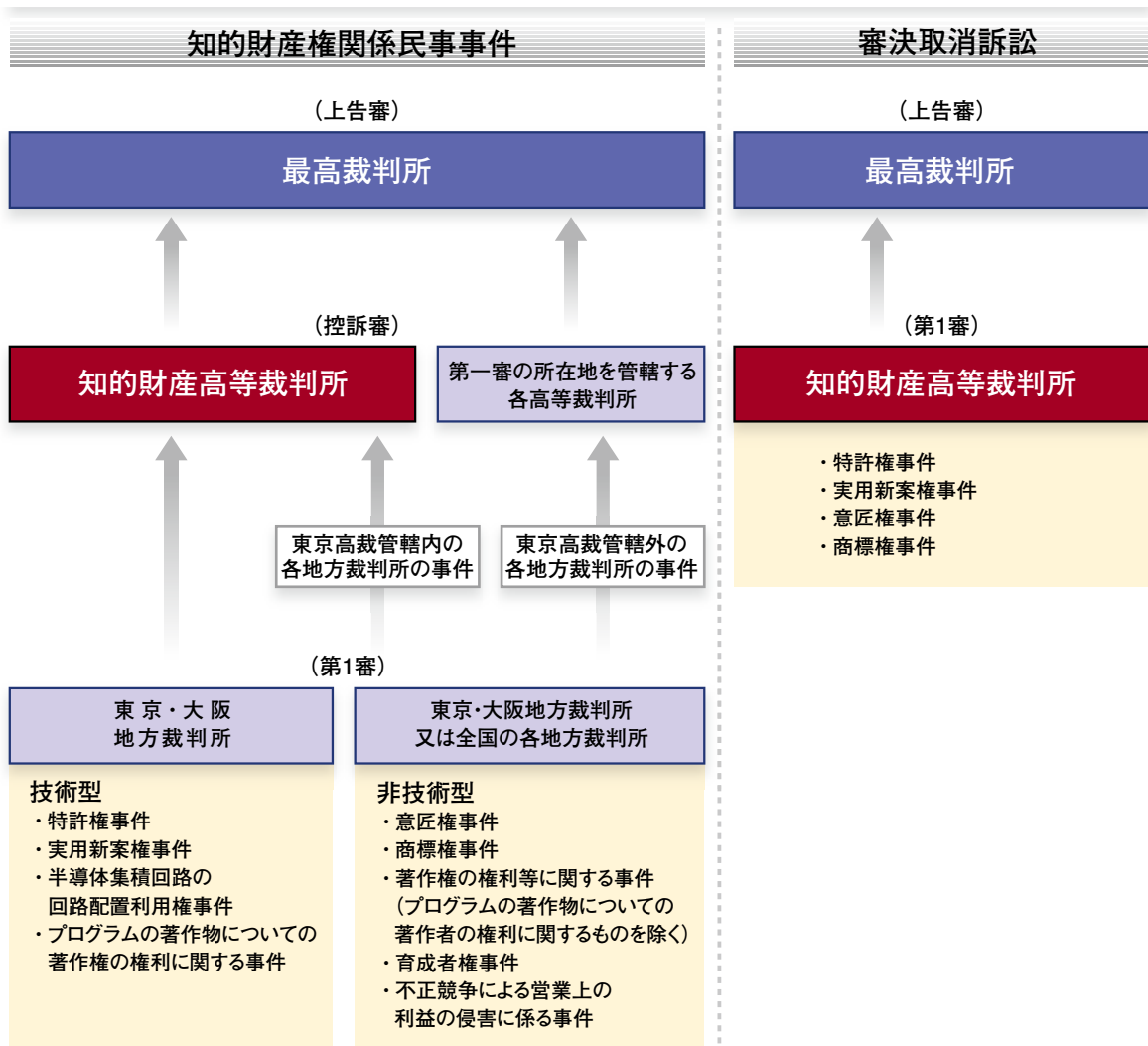
(44) 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会第14回(2003.12.5)配布資料1「『知的財産裁判所』に関する論点(15・12・05)―『知的財産高等裁判所』を中心として―」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai14/14siryou1.pdf>>

(45) 同上、「補足論点」pp.1-2.

(46) なお裁判官経験者からは、知的財産高等裁判所の組織等を特殊なものとして、裁判官の配置について知的財産の分野に固定し、他の裁判所の裁判官とのバランスのとれた交流・異動が妨げられないようにする必要があるとの指摘がなされている(牧野ほか 前掲注30, pp.463-464. [牧野利秋・大淵哲也発言])。

(47) 阿部・井窪・片山法律事務所編『平成16年改正 裁判所法等を改正する法律の解説 [改訂版]』発明協会、2006, pp.4-5.

図3 知的財産高等裁判所の取扱事件



(出典) 知的財産高等裁判所「知財高裁について 取扱事件」〈<http://www.ip.courts.go.jp/aboutus/jurisdiction.html>〉

検討会においては、このような裁判所調査官の権限拡大とともに、法律専門家ではない技術専門家に、いわゆる「技術系裁判官」として、法律専門家の裁判官と期日に立ち会い、発問し、評議に参加する等の所定の権限を与えることについて検討されていた。この点、技術的な素養のない裁判官が特許の要件となる技術の新規性、進歩性などについて判断することは困難であり、技術紛争の裁判においては専門知識が不可欠であるため、技術系裁判官を置かなければ

知的財産高等裁判所の構想が骨抜きにされる旨の技術者側からの意見があった<sup>(49)</sup>。しかし、技術系裁判官が技術的論点について判断する場合、法的問題か技術的論点かを峻別することは困難であること、技術系裁判官といえども、専門分野が細分化されている科学技術について専門外の分野の技術に対応できないおそれがあること、特許裁判の本質が法的判断であること、憲法上の司法権の行使などについての問題点が指摘され、実現しなかった<sup>(50)</sup>。

(48) 知的財産高等裁判所「専門委員制度紹介 知的財産権訴訟における専門委員制度について」〈<http://www.ip.courts.go.jp/documents/expert.html>〉

(49) 今野浩「経済教室 知財裁判所に『技術判事』を」『日本経済新聞』2003.9.23, p.23.

(50) 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会 前掲注(42), pp.4-5; 司法制度改革推進本部知的財産訴訟検討会第9回(2003.6.23)配布資料2「知的財産訴訟について意見募集の結果概要」pp.25-27. 〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai9/9siryou2.pdf>〉

## II 米国連邦巡回区上訴裁判所

### 1 連邦裁判所の裁判管轄制度

知的財産高等裁判所のモデルとされた連邦巡回区上訴裁判所の裁判管轄を論ずる前提として、米国の連邦裁判所の訴訟事件の管轄について概説する。

米国はわが国と異なり連邦制を採っており、連邦以外にも国内の各州はそれぞれ憲法を有し、それに伴い独立した法体系と各最高裁判所を頂点とする独立した司法制度を有する。合衆国憲法第1条第8節第8項は、連邦議会に発明に対する独占的な権利の保障に関する立法権を付与していることから、特許権に関する訴訟については連邦裁判所が管轄権を有する<sup>(51)</sup>。さらに、このような連邦司法権の範囲に属する事件についても、原則として州裁判所は競合的裁判権を有するが、連邦法は特許事件については州裁判所の管轄を排除しているため<sup>(52)</sup>、連邦裁判所の専権事項となる。

連邦裁判所には、特殊な事項を管轄する第一審裁判所として、連邦国際通商裁判所 (U. S. Court of International Trade)、連邦請求裁判所 (U. S. Court of Federal Claims)、連邦租税裁判所 (U. S. Tax Court) 等があるが、通常の事項を管轄す

る連邦裁判所は地理的区分を基本とする<sup>(53)</sup>。具体的には、次のとおりである。①最も下位に位置付けられる94庁の連邦地方裁判所。②次の段階として米国内の11の巡回区を管轄する各巡回区上訴裁判所、コロンビア特別区 (ワシントン D.C.) を管轄するコロンビア特別区巡回区上訴裁判所、全米を管轄区域とする連邦巡回区上訴裁判所及び連邦軍事上訴裁判所の14庁から成る上訴裁判所。③最上位の段階として連邦最高裁判所<sup>(54)</sup>。地方裁判所で第一審審理がなされた後は、上訴裁判所への権利上訴 (appeal as of right)<sup>(55)</sup>、最高裁判所への裁量上訴 (discretionary review)、最高裁判所側の裁量で上訴を受理するか否かを定めるサーシオレイライ (certiorari) の手続<sup>(56)</sup>が続く。

各巡回区上訴裁判所と各連邦地方裁判所の地理的管轄は、図4のとおりである。

特許関係の訴訟としては、主に①特許商標庁 (United States Patent and Trademark Office (USPTO)) の特許性の決定に対する不服の訴えと、②特許侵害訴訟がある。

①は特許商標庁特許審判インターフェアレンス部の決定 (特許出願の拒絶、再審査の決定、インターフェアレンス (interference)<sup>(57)</sup> に関する決定) に不服がある場合になされるもので、連邦巡回区上訴裁判所<sup>(58)</sup>への上訴<sup>(59)</sup>又はコロ

(51) U.S.CONST. art. III, § 2, cl. 1.

(52) 28 U.S.C. § 1338 (a).

(53) Posner, *op. cit.* (37), pp.23-24.

(54) 伊藤・木下 前掲注(2), pp.186-188; 大淵 前掲注(2), p.69 参照。

(55) 28 U.S.C. § 1291.

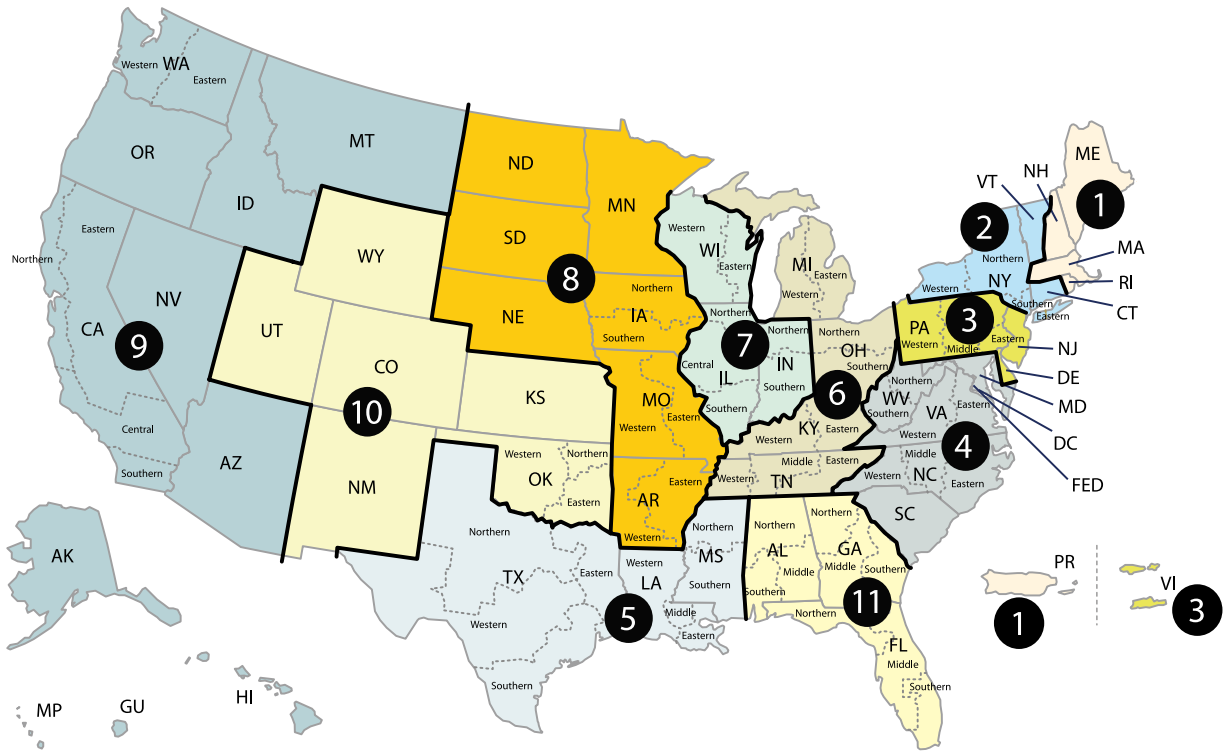
(56) 28 U.S.C. § 1254(1). 浅香吉幹『アメリカ民事手続法 [第2版]』(アメリカ法ベーシック6) 弘文堂, 2008, pp.20-21, 167-172 参照。1925年の裁判所法により、最高裁判所に上訴の受理に関して広範な裁量を与えられたことについては、Margaret Meriwether Cordray and Richard Cordray, "The philosophy of certiorari: Jurisprudential considerations in Supreme court case selection," *Washington University Law Quarterly*, 82 (summer, 2004), p.392 参照。

(57) 邦訳は一般に「抵触審査」とされ、「アメリカ特許法は先発明主義をとるため、発明の優先を決定する必要がある、そのための審査をいう」(田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.461.) と説明されている。

(58) 35 U.S.C. § 141.

(59) 米国の「上訴」(appeal) が、裁判に対する上級裁判所への不服申立方法を指す日本法の「上訴」よりも広い概念を有することについては、大淵 前掲注(2), pp.65-66; 浅香吉幹『現代アメリカの司法』東京大学出版会, 1999, pp.63-64 参照。

図4 米国連邦上訴裁判所の地理的管轄



(出典) U.S. COURTS, *Geographic Boundaries of United States Courts of Appeals and United States District Courts* (<http://www.uscourts.gov/images/CircuitMap.pdf>)

ビア特別区連邦地方裁判所に特許商標庁長官を相手とし、特許を得るための“civil action”（非刑事の訴訟<sup>(60)</sup>）を提起する<sup>(61)</sup>ことができる。連邦巡回区上訴裁判所に上訴した場合には、特許商標庁における記録のみによって審理を行い、新たな事実に関する審理はない一方で、コロンビア特別区連邦地方裁判所に訴えを提起した場合には正式な審理が行われ、特許商標庁では提出されなかった証拠も審理の対象となる<sup>(62)</sup>。証拠提出においてこのような相違が生じるのは、連邦巡回区上訴裁判所が上訴裁判所であるのに対して、コロンビア特別区連邦地方裁判所

が第一審の裁判所であることによる<sup>(63)</sup>。なお、米国の場合、連邦裁判所では事実審理審は第一審の連邦地方裁判所が行うのに対して、第二審の連邦上訴裁判所と第三審の連邦最高裁判所においては事実審理審の判断に誤りがないかを再審査することを役割とするため、これら上訴審では新たな証拠、争点を提出ないし顧慮することができないのが原則となっている<sup>(64)</sup>。

②は第一審では連邦地方裁判所で審理され、ここでの判決に不服がある場合には特許侵害訴訟の専属管轄権を有する連邦巡回区上訴裁判所に上訴することができる<sup>(65)</sup>。

(60) 田中 前掲注(57), p.146 は民事訴訟と訳すが、大淵 前掲注(2), p.70 の注(32)では「civil action とは、広義では、非刑事の訴訟を示すものである」と指摘されている。

(61) 大淵 前掲注(2), p.70; 35 U.S.C. §§145-146.

(62) *Fregeau v. Mossinghoff*, 776 F.2d 1034 (Fed. Cir. 1985). なお、山下弘綱『米国特許法一判例による米国特許法の解説一』（現代産業選書）経済産業調査会，2008，pp.9-10 参照。

(63) 同上，p.10.

(64) 大淵 前掲注(2), p.72.

(65) 28 U.S.C. § 1295 (a) (1).



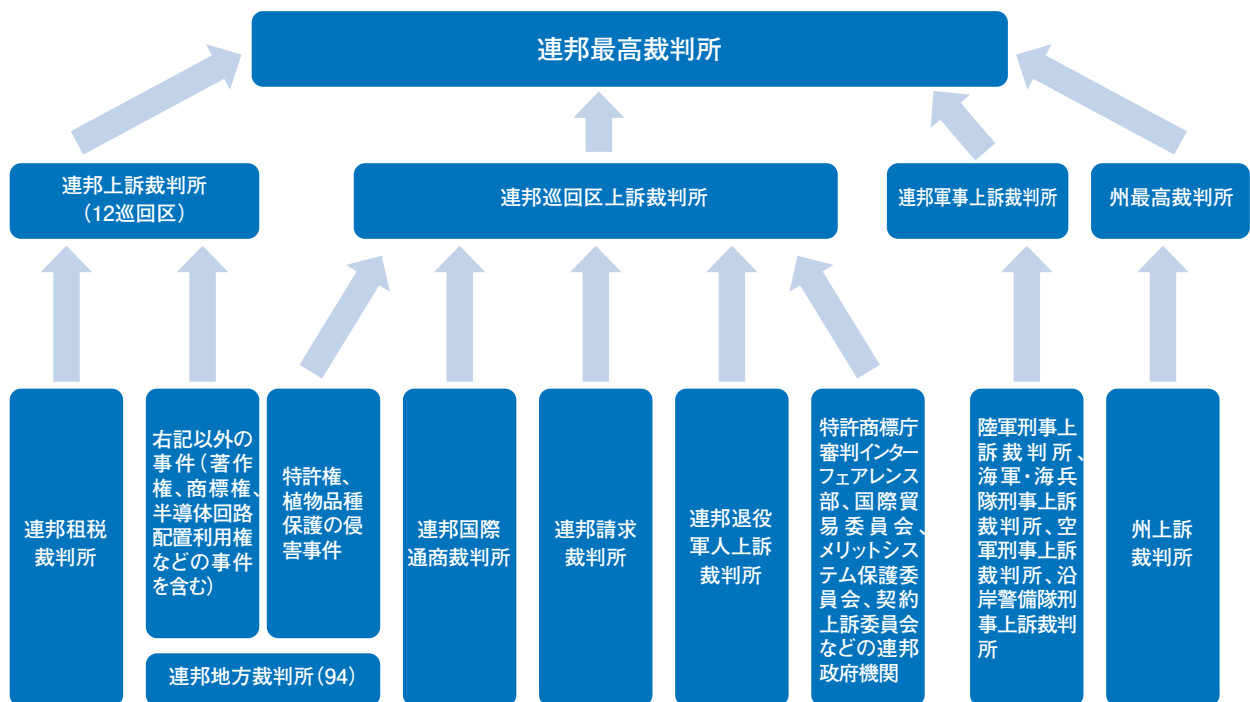
以上のような米国連邦裁判所全体の裁判システムは、図5のとおりである。

## 2 1982年連邦裁判所改善法による連邦巡回区上訴裁判所の設置

米国の連邦裁判所のうち連邦巡回区上訴裁判所は、1982年の連邦裁判所改善法（Federal Courts Improvement Act）<sup>(66)</sup>により、それまで存在していた請求裁判所（Court of Claims）と関税特許上訴裁判所（Court of Customs and Patent Appeals（CCPA））を一つにして、特許争訟事件の上訴の専属管轄を与えることによって創設されたもので、次の3点を目的としたものである。①各巡回区の負担軽減、②特許法の解釈及び適用の統一、③連邦裁判所の効率化。特

に、②については、創設前において特許商標庁の審決に対する上訴を関税特許上訴裁判所が管轄していたものの、特許侵害訴訟の上訴審については米国内の各巡回区上訴裁判所が管轄権を有していたため、各裁判所の間で特許の有効無効に関する基準が統一されず、特許権者が自己に有利な管轄を探して訴えを提起するという、いわゆるフォーラムショッピングの弊害が生じていたことから解釈・適用の統一の必要性が強調されていたものであり、米国特許の有効性に関する信頼を取り戻そうという動きが背景にあった<sup>(67)</sup>。なおフォーラムショッピングは、最高裁判所の裁量上訴の手續に伴い巡回区毎に異なる判例が許されること（サーキット・スプリット（Circuit Split））により発生したとされ

図5 米国連邦裁判所の裁判システム



(出典) Bureau of International Information Programs, United States Department of State, *Outline of The U.S. Legal System*, 2004, p.21 ; Clerk of the Court United States Court of Appeals for the Armed Forces, *The United States Court of Appeals for the Armed Forces*, December 2006, p.12 ; Office of the Federal Register, National Archives and Records Administration, *The United States Government Manual 2008/2009*, 2008, pp.68-77. <<http://www.gpoaccess.gov/gmanual/browse-gm-08.html>> などにに基づき筆者作成。

<sup>(66)</sup> Pub. L. No. 97-164, 96 Stat. 25 (April 2, 1982).

<sup>(67)</sup> 大淵 前掲注(2), pp.69-70; 竹中俊子「米国における知的財産訴訟の現状と展望」『知財年報2008』（別冊 NBL no.123）商事法務, 2008, p.187; 阿部・井窪・片山法律事務所編（片山英二ほか監修）『実務 審決取消訴訟入門』民事法研究会, 2007, pp.249-250.





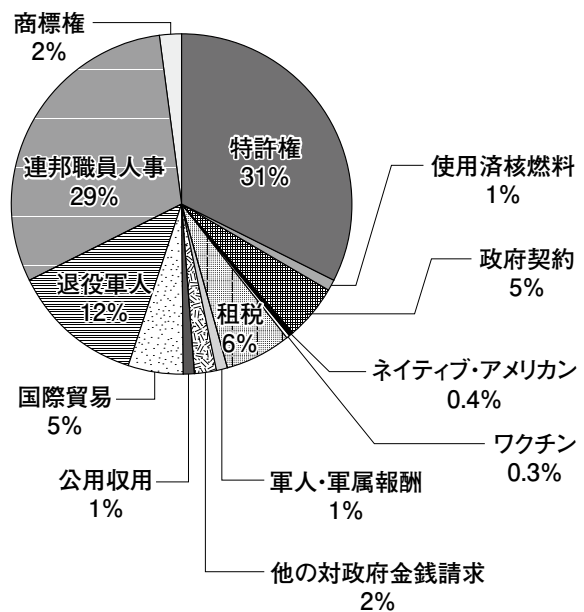
[写真1 米国連邦巡回区上訴裁判所 建物外観 筆者撮影]

る<sup>(68)</sup>。

連邦巡回区上訴裁判所は、以上のような特許関係の事件のみならず、特許商標庁の商標登録拒絶審決の取消しといった知的財産権事件、関税法、政府との契約などに関する対政府金銭訴訟や、公務員の労働紛争などの行政訴訟も管轄している<sup>(69)</sup>。このように様々な事項を管轄するのは、裁判所が管轄に関して専門化することを米国法曹界が好まないことが背景にあると考えられる<sup>(70)</sup>。特許関係の事件は2008年度で全体の31%となっているが(図6参照)、「事件の複雑性・重要性から、判事が特許事件にかかる時間は全体の半分以上を占めている」との指摘がある<sup>(71)</sup>。

連邦裁判所改善法の制定は、連邦上訴裁判所制度改革委員会が1975年に公表した報告書(いわゆるHruska報告書<sup>(72)</sup>)が契機となっている。同報告書では他の上訴裁判所の判断に拘束力を有する全国上訴裁判所(National Court of Appeals)を創設し判例統一を図ることを提言した<sup>(73)</sup>が、一方で、特定の事件を専門的に取

図6 連邦巡回区上訴裁判所の上訴事件項目別比率 (2008年)



(出典) United States Court of Appeals for the Federal Circuit, *Appeals Filed, by Category FY 2008* (<http://www.cafc.uscourts.gov/pdf/ChartFilings08.pdf>) を基に作成。

り扱う特別裁判所を設置する考え方は採用しなかった。その理由としては、特別裁判所の裁判官は様々な領域における法的問題に接すること

(68) 各巡回区上訴裁判所で議論が煮詰まるまで、連邦最高裁判所が上訴を受理せずサーキット・スプリットを許容することをパーコレーション(percolation)という概念で説明されているとの指摘がある(Cordray, *op. cit.* (56), pp.437-439; 泉卓也「CAFCを巡る論戦は甦る—専属管轄の考察を中心に—」『特技懇』No.252, 2009.1.30, p.114. (<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/252kiko3.pdf>))。

(69) 28 U.S.C. § 1295.

(70) Posner, *op. cit.* (37), p.157.

(71) 竹中 前掲注(67), p.188.

(72) 同委員会の議長であったRoman L. Hruska 上院議員の名を取って、Hruska 報告書と呼ばれる。

から生じる見識を得られず、視野が狭くなることや、判決に地域の多様性が反映されないようになること等が挙げられている<sup>(74)</sup>。

2009年5月時点においては、連邦巡回区上訴裁判所の判事12名中、自然科学系の学位(B.S. (理学士), B.S.E.E. (電子工学専攻の理学士))を有する者は4名であり、すべての者が必ずしも技術専門家ではない一方で、みな法曹有資格者である<sup>(75)</sup>。このような法曹専門家に対して技術的専門知識の面で支援する職員として、①裁判所が選任する専門家(Court-Appointed Experts: 専門家証人の信頼性判断、裁判官・陪審の教育、和解の促進、本案の争点に関する証言に関する裁判官の補助者。裁判所の職権によるほか、当事者の申立てによる。)、②テクニカル・アドバイザー(Technical Advisor: 裁判官に対して、専門的知識を要する争点について非公開で助言を与える者。裁判所の職権によるほか、当事者の申立てによる。)、③スペシャル・マスター(Special Master: 特定の行為又は措置を裁判所の代表として行うために任命される補助裁判官<sup>(76)</sup>。裁判所の職権による。)が置かれている<sup>(77)</sup>。

### 3 設置後の動向

#### (1) 著作権法関係事件の取扱い

特許権と同様に知的財産権の中で主要なも

のである著作権は、連邦巡回区上訴裁判所の管轄権から除かれているが、著作権についても同裁判所で取り扱えるようにすべきであるとの主張が登場した。具体的には、1998年10月に公表された、連邦上訴裁判所構造改革委員会の報告書案では、著作権も特許権と同じ憲法上の規定に基づき連邦議会で制定されるものであることから同裁判所による国内的統一が求められること、コンピュータ・ソフトウェアに関しては特許権とともに著作権も問題になるため、どちらの事件についても同一の裁判所で審理できるようにすべきである旨の意見が紹介された<sup>(78)</sup>。また、著作権についてもフォーラムショッピングが発生しており、著作権が国の産業において重要なものになっており、法理論的に技術性を有することから、連邦巡回区上訴裁判所をモデルにした国家的な著作権裁判所を設けるべきであるとする主張も見られた<sup>(79)</sup>。

しかし、上記委員会の最終報告書では、著作権に関する部分は削除された<sup>(80)</sup>。また、連邦巡回区上訴裁判所は過去の経緯から著作権に関する専門的知見を取得しておらず、今後のインターネットやソフトウェアなどの技術的發展によりますます複雑化することから、同裁判所に管轄権を与えることについて難色を示す見解も見られる<sup>(81)</sup>。

(73) See, Roman L. Hruska, "Commission Recommends New National Court of Appeals," *American Bar Association Journal*, 61 (July, 1975), p.819.

(74) 茶園成樹「知的財産関係事件を取り扱う裁判所の集中化と専門化」『ジュリスト』no.1293, 2005.7.1, p.58.

(75) United States Court of Appeals for the Federal Circuit, "Judicial Biographies." <<http://www.cafc.uscourts.gov/judgbios.html>>

(76) 田中 前掲注(57), p.796.

(77) 平嶋竜太「アメリカの知的財産関連訴訟における専門家の参加」知的財産訴訟外国法制研究会『知的財産訴訟制度の国際比較 制度と運用について』(別冊 NBL no.81) 商事法務, 2003, pp.32-36.

(78) *Commission on Structural Alternatives for The Federal Courts of Appeals: Tentative Draft Report*, 1998, pp.64-65. <<http://www.library.unt.edu/gpo/csafca/report/appstruc.pdf>>

(79) Michael Landau & Donald E. Biedermann, "The Case for a Specialized Copyright Court: Eliminating the Jurisdictional Advantage," *Hastings Communications and Entertainment Law Journal*, 21 (1999), pp.717, 719, 784.

(80) *Commission on Structural Alternatives for The Federal Courts of Appeals: Final Report*, 1998. <<http://www.library.unt.edu/gpo/csafca/final/appstruc.pdf>>

(81) Carl Tobias, "The White Commission and The Federal Circuit," *Cornell Journal of Law and Public Policy*, 10 (Fall, 2000), pp.45, 61.

なお、連邦巡回区上訴裁判所では、オープンソース・ソフトウェアの開発者がライセンス契約に従わなかった利用者を著作権侵害で訴えた事件について、上訴人が著作権侵害のみならず特許権が争点になることについての宣言的判決を求めている以上、この事件について管轄権を有すると解釈している<sup>(82)</sup>ことから、今後もプログラム、ソフトウェアなどの著作権と特許権が交錯する事件について同裁判所が審理する可能性があると考えられる。

## (2) 最高裁判所の積極的な上訴受理・専属管轄廃止論

連邦巡回区上訴裁判所は、設置後約20年間は同裁判所に対する裁量上訴に対して連邦最高裁判所が受理した件数がほとんどなく、実質的な特許事件の最終法廷と目されていた。しかしここ数年間で最高裁判所が受理・口頭審理を行う件数が増えたとされ<sup>(83)</sup>、また巡回区上訴裁判所の判例法を批判するなど、積極的に介入する動きが見られるとの指摘がある<sup>(84)</sup>。また、従来から米国法曹界にある裁判所管轄の専門化を忌避する考えを背景として、連邦巡回区上訴裁判所の専属管轄を廃止し、複数の上訴裁判所で審理すべきだとする主張が出されている<sup>(85)</sup>。

## おわりに

わが国の知的財産権訴訟に係る裁判管轄制度はIで見たように、東京地裁・大阪地裁・東京高裁への集中化を経て、米国の連邦巡回区上訴裁判所をモデルにした知的財産高等裁判所の創設に至った。しかしIIで述べたように、連邦巡回区上訴裁判所の創設は、連邦最高裁判所が上訴を受理しないことによるサーキット・スプリットから生じた各巡回区上訴裁判所間のフォーラムショッピングを解決するために、上訴裁判所の段階で判例を統一する必要があったこと等による。また「連邦巡回区」(Federal Circuit)という名前の通り、連邦巡回区上訴裁判所は米国全体を管轄区域とするため、特許に限らず連邦政府に係る様々な事件を取り扱っている。II 3(2)で述べたように、連邦最高裁判所が積極的に上訴を受理している近年においては、上訴裁判所間の特許事件の判例統一という役割以上に専門裁判所としての機能に特化せざるを得ず、ある程度の判例統一を行いつつ重要な論点については最高裁判所が受理すべきであるとの指摘がある<sup>(86)</sup>。一方、わが国では、米国のように最高裁判所が上訴を受理しないことによる弊害や、フォーラムショッピングが深刻

(81) Carl Tobias, "The White Commission and The Federal Circuit," *Cornell Journal of Law and Public Policy*, 10 (Fall, 2000), pp.45, 61.

(82) *Robert Jacobsen v. Matthew Katzer and Kamind Associates, Inc.*, No.2008-1001 (Fed. Cir. August 13, 2008), pp.4-5. <<http://www.cafc.uscourts.gov/opinions/08-1001.pdf>>

(83) The Honorable Timothy B. Dyk, "A Review of Recent decisions of the United States Court of Appeals for the Federal Circuit: Foreword: Does the Supreme Court still matter?," *American University Law Review*, 57 (April, 2008), pp.763-765; 泉 前掲注(68), p.118 では「最高裁判所による特許関連事件の口頭審理を行うことに決定した件数は、1982年の設立から1987年までが1件、1988年から1992年までが2件、1993年から1997年までが3件であったが、1998年から2002年までが6件と増加し始め、2003年から2007年には8件に上っている。8件のうち1件は不用意な受理だったとして裁量受理を撤回しているが、それ以外の7件ではCAFCの判決は維持されていない」と説明されている。

(84) 藤野 前掲注(37), pp.764-769; 竹中 前掲注(67), pp.189-190; 泉 同上, p.111-118.

(85) Craig Allen Nard & John F. Duffy, "Rethinking Patent Law's Uniformity Principle," *Northwestern University Law Review*, 101 (Fall, 2007), p.1619.

(86) 藤野 前掲注(37), pp.764-769; 泉 前掲注(68), pp.111-130.

な問題となっている状況ではなく、裁判管轄制度について米国と同様に論じることはできない<sup>(87)</sup>。

知的財産高等裁判所設置前は、東京地裁、大阪地裁に知的財産専門部が置かれ、東京高裁が特許法等に関する審決等に対する訴えについて専属管轄を有し審理を行っていた。しかし、知的財産高等裁判所の管轄権としては、特許法、実用新案法、商標法のみならず著作権法、種痘法、不正競争防止法など、様々な知的財産権に関する事件にまで拡張し（知的財産高等裁判所設置法第2条）、連邦巡回区上訴裁判所よりも知的財産権訴訟について濃密に管轄権が集中してい

るといえる。

2001（平成13）年公表の司法制度改革審議会意見書で専門的知見を要する事件への対応強化が打ち出されて以降、知的財産権訴訟のみならず、医事関係訴訟、建築関係訴訟、労働関係訴訟、行政関係訴訟などについて専門部や集中部が一部の裁判所に置かれているところである<sup>(88)</sup>。これらの専門的訴訟についても、知的財産高等裁判所を中心とする知的財産権訴訟の専門的処理体制の成果や状況を踏まえて、裁判管轄、審理の体制について検討され、司法を通じて国民の権利利益が適切に実現されることが期待されるだろう。

（とりさわ たかゆき）

(87) この指摘は、知的財産高等裁判所構想の段階で既にあった。山本克己「知的財産高等裁判所構想について思うこと」『NBL』no.770, 2003.10.1, pp.34-35 参照。

(88) 最高裁判所事務総局『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』2007.7, pp.186-206.